

一般財団法人稜北財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人稜北財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道函館市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、函館市および道南地域の教育の発展に尽力し、また稜北高校卒業生やその保護者および関係者相互の教養を高め、その知識の交換及び親睦を図り、地域の教育や振興に寄与することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1) 会員の交流および親睦に関する事業
- (2) 公式ホームページや活動情報を発信する媒体の運営
- (3) 講演会、講習会、研究会その他集会の開催
- (4) 函館市及び道南地域の教育振興、生涯学習に関する事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 公告の方法

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 設立者の氏名及び住所並びにこの法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。

設立者 藤澤義博

住 所 函館市美原3丁目28番21号

拠出財産及びその価額 現金300万円

- 2 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前項に定めた財産若しくは評議員会において決議した財産は、この法人の基本財産とする。
- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員の3分の2以上にあたる多数の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

第5章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることを要する。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等に関する規定による。

第6章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第 17 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選定する。

(評議員会の定足数)

第 18 条 評議員会は、評議員の過半数の出席が無ければ開催することができない。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員の中から、その会議において選出された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 9 名以内
- (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 3 理事長以外の理事のうち 4 名以内を副理事長、1 名を専務理事、3 名以内を常任理事とすることができる。
- 4 前項の副理事長、専務理事及び常任理事をもって、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事は又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることを要する。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等に関する規定による。

第 8 章 理事会等

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、副理事長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第 31 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし代表理事が欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(定足数)

第 32 条 理事会は、理事の過半数の出席が無ければ開催することができない。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 この法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第 36 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 37 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 条）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金分配の禁止)

第 38 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章 補則

第 39 条 この財団に貢献したものに対する慶弔に関する事項を、理事会の議決により、理事長が別に定める。

第 40 条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

附 則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成 31 年 4 月 30 日までとする。

2 この法人の設立時の評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 小泉 雄一

設立時評議員 熊川 敏之

設立時評議員 廣正 博之

設立時評議員 稲垣 明美

3 この法人の設立時の代表理事、設立時の理事及び設立時の監事は、次のとおりとする。

設立時理事・設立時代表理事 藤澤 義博

設立時理事 松見 陽介

設立時理事 本田 克之

設立時理事 森田 竜

設立時理事 伊藤 友美

設立時理事 小田島 義将

設立時理事 大野 誠二

設立時理事 杉澤 真吾

設立時監事 佐々木 崇浩

以上、一般財団法人稜北財団を設立するため、設立者 藤澤 義博の定款作成代理人である行政書士長谷川征輝は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 30 年 5 月 20 日

設立者 藤澤 義博

上記設立者の定款作成代理人

札幌市中央区南 4 条西 6 丁目 8 番地晴ばれビル

行政書士 長谷川 征輝